

寒川町立公民館条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第3条 公民館に、館長その他必要な職員を置く。</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第4条 公民館の施設及び設備(以下「施設等」という。)を使用しようとする者は、あらかじめ寒川町教育委員会(以下「委員会」という。)の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更するときも、また同様とする。</p> <p>2 管理上必要があると認めるときは、<u>委員会</u>は、前項の許可に条件を付けることができる。</p> <p>(使用の制限)</p>	<p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第3条 公民館の管理は、寒川町教育委員会(以下「委員会」という。)が指定する指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。</p> <p>2 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) <u>社会教育法第22条に基づく業務</u></p> <p>(2) <u>公民館を使用する団体の登録の承認に関する業務</u></p> <p>(3) <u>公民館の使用の承認及びその取消しに関する業務</u></p> <p>(4) <u>生涯学習事業の実施に関する業務</u></p> <p>(5) <u>公民館活動の指導育成に関する業務</u></p> <p>(6) <u>文化事業の実施に関する業務</u></p> <p>(7) <u>視聴覚資料及び機材の貸出しに関する業務</u></p> <p>(8) <u>公民館の施設及び設備の維持管理に関する業務</u></p> <p>(9) <u>その他公民館の管理運営に関して委員会が必要と認める業務</u></p> <p>3 <u>指定管理者の指定の手續等については、寒川町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年寒川町条例第18号)の定めるところによる。</u></p> <p>(使用の許可)</p> <p>第4条 公民館の施設及び設備(以下「施設等」という。)を使用しようとする者は、あらかじめ<u>指定管理者</u>の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更するときも、また同様とする。</p> <p>2 管理上必要があると認めるときは、<u>指定管理者</u>は、前項の許可に条件を付けることができる。</p> <p>(使用の制限)</p>

第5条 委員会 は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可しない。

(1)～(4) (略)

(使用料)

第6条 寒川町民センター(分室を除く。)の施設を使用しようとする者は、別表に掲げる使用料

を前納しなければならない。

2 寒川町民センター(分室を除く。)の設備の使用料については、委員会が別に定める。

(加える)

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第7条 委員会 は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(1)～(3) (略)

第8条 (略)

(許可の取消等)

第9条 委員会 は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取り消し、若しくは使用を制限し、又は退去をさせることができる。

(1)～(3) (略)

(4) その他委員会 \_\_\_\_\_が必要と認めるとき。

2 前項の規定による許可の条件の変更又は許可の取消しによつて使用者に損害を生じても委員会は、その責を負わない。

第10条 (略)

第5条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可しない。

(1)～(4) (略)

(利用料金)

第6条 寒川町民センター(分室を除く。)の施設を使用しようとする者は、別表に定める金額の範囲内において、指定管理者が委員会の承認を得て定める利用料金を前納しなければならない。

を前納しなければならない。

2 寒川町民センター(分室を除く。)の設備を使用しようとする者は、委員会が別に定める金額の範囲内において、指定管理者が委員会の承認を得て定める利用料金を前納しなければならない。

3 前2項の利用料金は、指定管理者の収入として収受させることができる。

4 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用料金の減免)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の利用料金を減額し、又は免除することができる。

(1)～(3) (略)

第8条 (略)

(許可の取消等)

第9条 指定管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取り消し、若しくは使用を制限し、又は退去をさせることができる。

(1)～(3) (略)

(4) その他委員会 又は指定管理者が必要と認めるとき。

2 前項の規定による許可の条件の変更又は許可の取消しによつて使用者に損害を生じても委員会及び指定管理者は、その責を負わない。

第10条 (略)

(加える)

～略～

別表(第6条関係)

(略)

備考

1・2 (略)

3 表の時間区分を超えて  
\_\_\_\_\_使用する場合は当該  
使用時間\_\_\_\_\_ (次の時間区  
分までの時間に限る。)に係る使用料  
\_\_\_\_\_は、30分ごとに直前の表の時間区  
分の使用料の額に10分の1を乗じて  
得た額とする。

4 使用時間区分を継続して使用する  
場合の中間の時間については、使用  
料\_\_\_\_\_を徴収しない。

5 ホールを使用する場合において、  
入場料等を徴収するときは、第8条の  
規定による使用料\_\_\_\_\_の減額又は免除  
は行わない。

2 使用者が前項に規定する義務を履行し  
ないときは、指定管理者がこれを代行  
し、その費用は使用者が負担しなければ  
ならない。

～略～

別表(第6条関係)

(略)

備考

1・2 (略)

3 表の時間区分(以下「時間区分」と  
いう。)を超えて使用する場合は当該  
時間区分を超える部分(次の時間区  
分までの時間に限る。)に係る利用料  
金は、30分ごとに直前の\_\_\_\_\_時間区  
分の利用料金の額に10分の1を乗じ  
て得た額とする。

4 時間区分\_\_\_\_\_を継続して使用する  
場合の中間の時間については、利用  
料金\_\_\_\_\_を徴収しない。

5 ホールを使用する場合において、  
入場料等を徴収するときは、第7条の  
規定による利用料金\_\_\_\_\_の減額又は免除  
は行わない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行  
する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の寒川町立公民  
館条例(以下「新条例」という。)第3条  
第3項の規定による指定管理者の指定に  
必要な公募、申請その他の行為は、この  
条例の施行日前においても、行うことが  
できる。

3 この条例の施行の際現にこの条例によ  
る改正前の寒川町立公民館条例の規定  
によってなされた承認等の処分その他  
の行為は、新条例の相当規定によつてな  
されたものとみなす。